

選定療養費改定のお知らせ

令和4年度診療報酬改定により令和4年10月1日から選定療養費の金額及び対象者が変更となります。

当院は一般病床200床以上の地域医療支援病院です。

地域医療支援病院では、下記条件に該当する方は初診時7,000円以上、再診時3,000円以上の選定療養費の徴収が厚生労働省より義務化されています。

(1) 医療機関からの紹介状を持たずに初診で受診される方は

健康保険での初診料とは別に初診時選定療養費として各診療科ごとに

7,700円（税込）の負担金が発生します。

(2) 症状が安定し、当院から他の医療機関への紹介の申し出を行った、または紹介状を交付したにもかかわらず当院を受診された方は

健康保険での再診料とは別に再診時選定療養費として各診療科ごとに

3,300円（税込）の負担金が発生します。

初診時選定療養費につきましては、以前に当院を受診され、そのときの疾病が治癒、またはご本人の都合により治療を中止した場合にも初診（新規の受診）となり、ご負担の対象となります。

救急搬送や休日・時間外に緊急受診した方、特定疾患、小児慢性特定疾病、被爆者医療、生活保護、自立支援医療等の公費医療をお持ちの方などは、選定療養費ご負担の対象外です。

※子ども医療証及び、ひとり親家庭医療証は選定療養費の対象となります。

ご不明な点や、ご質問等につきましては窓口までお問い合わせください。

地方独立行政法人市立吹田市民病院 医療事務室

かかりつけ
医って？

かかりつけ医を持ちましょう

「健康に関することを何でも相談でき、必要なときは専門の医療機関を紹介してくれる、身近にいて頼りになるお医者さんのこと」（日本医師会）

かかりつけ医に関するご相談は、当院の患者支援センター地域医療連携担当まで